

第 13 回 法の下での平等 (3)

【到達目標】 どのような区別が合理的な根拠に基づくものではないのかについて、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 とする規定、日本国民の父と外国籍の母との間に出生した後に父から認知された子に対して帰化と準正の場合を除き日本国籍の取得を認めない規定など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

【事前学修】 国籍法 3 条 1 項違憲訴訟最高裁判決 (I-26)、非嫡出子相続分規定違憲訴訟最高裁判決 (I-27)、再婚禁止期間規定違憲訴訟最高裁判決 (I-28) 及び夫婦同氏制違憲訴訟最高裁判決 (I-29) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

4. その他の判例の検討

○ 国籍法 3 条 1 項違憲訴訟最高裁判決 (最大判平成 20 年 6 月 4 日民集 62 卷 6 号 1367 頁)

2008 (平成 20) 年法改正前の国籍法 3 条 1 項は、「父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で二十歳未満のもの……は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる」と規定していた。すなわち、日本国民父と外国人母との間に生まれ父から認知され父母の婚姻によって嫡出子たる身分を取得した者 (準正子) は、日本国籍を取得できるにもかかわらず、日本国民の父と外国人の母との間に生まれ父から認知されたが父母が法律上の婚姻をしていない非嫡出子 (非準正子) は、国籍を取得できないが、そのような非準正子らによって、これが憲法 14 条に違反するとして訴えが提起された。

最高裁判所は、このような区別をする立法目的自体は合理的であるが、立法目的との間における合理的関連性が、わが国の内外における社会的環境の変化等によって失われたため、国籍法旧 3 条 1 項の規定は、国籍取得につき合理性を欠いた過剰な要件を課するものとなっていると判断した。そのうえで、過剰な要件を課したことにより区別が生じたからといって、区別による違憲状態の解消のために同項の規定自体を全部無効とすることは、立法者の合理的意思として想定し難いため、上記下線部分を除いた同項所定の要件が満たされれば、原告ら非準正子についても日本国籍の取得を認めた。

○ 非嫡出子相続分規定違憲訴訟最高裁判決 (最大判平成 25 年 9 月 4 日民集 67 卷 6 号 1320 頁)

2013 (平成 25) 年改正前の民法 900 条 4 号は、「ただし、」の後に「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、」と定めていたが、その憲法 14 条 1 項適合性が争われた。なお、最高裁判所は、かつて、(1) 法定相続分の規定は、遺言による相続分の指定等がない場合などにおいて、補的に機能するものであり、相続制度をどのように定めるかは、立法府の合理的な裁量判断に委ねられているが、(3) 民法 900 条 4 号ただし書前段の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、非嫡出子にも法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと解されるが、この規定は著しく不合理とはいえず、合理的な立法裁量を逸脱していないとして、その合憲性を確認していた (最大決平成 7 年 7 月 5 日民集 49 卷 7 号 1789 頁)。

最高裁判所は、1947（昭和 22）年の民法改正時点から現在至るまでの間に、わが国において家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであり、このような認識の変化に伴い、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択・修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきていることからすれば、2001（平成 13）年当時において、嫡出子と非嫡出子の法定相続分を区別する合理的根拠は失われていたため、民法 900 条 4 号ただし書前段の規定は、2001 年時点において、憲法 14 条 1 項に違反していたと判示した（申立人による遺産分割審判の申立てを棄却した原審決定を棄却し事件を高等裁判所に差し戻した）。

○ 再婚禁止期間規定違憲訴訟最高裁判決（最大判平成 27 年 12 月 16 日民集 69 卷 8 号 2427 頁）

2016（平成 28）年改正前の民法 733 条 1 項は「女は、前婚の解消又は取消しの日から 6 箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない」と定めていたが、この規定の憲法 14 条 1 項・24 条 2 項適合性が争われた。なお、最高裁判所は、かつて、民法 733 条の立法趣旨が、父性の推定の重複を回避し父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにありと解する（憲法 14 条に違反しない）と判示していた（最判平成 7 年 12 月 5 日判時 1563 号 81 頁）。

最高裁判所は、(1) 再婚の要件に関して男女を区別することは、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものであり、憲法 14 条 1 項に違反せず、(2) 憲法 24 条は、婚姻や家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねており、また、(3) 女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐという民法 733 条の立法目的には合理性があり、(4) 民法 733 条 1 項の規定のうち 100 日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法 14 条 1 項、24 条 2 項に違反しないが、(5) 民法 772 条に定める父性の推定の重複を回避するために必要ない 100 日超過部分は、2008（平成 20）年時点において、憲法 14 条 1 項、24 条 2 項に違反するに至っていたと判示した（国会が民法 733 条 1 項の規定を改廃する立法措置をとらなかったことは国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法の評価を受けるものではないとして、原告による立法不作為を理由とする損害賠償請求を棄却した）。

○ 夫婦同氏制違憲訴訟最高裁判決（最大判平成 27 年 12 月 16 日民集 69 卷 8 号 2586 頁）

X は、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法 750 条の規定が、憲法 14 条 1 項、24 条 1 項・2 項等に違反すると主張し、これらの規定を改廃する立法措置をとらないという立法不作為の違法を理由に、国に対して損害賠償を求めた。

最高裁判所は、(1) 民法 750 条は、いずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねており、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めておらず、それ自体に男女間の形式的な不平等が存在せず、結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それは同条自体から生じた結果であるといえないため、憲法 14 条 1 項に違反せず、また、(2) 家族の呼称を 1 つの氏に定めることには合理性が認められ、嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義があり、夫婦がいずれの氏を称するかは自由な選択に委ねられており、また、婚姻前の氏を通称として使用することは禁止されていないことなどを考慮すると、民法 750 条は、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠くとはいえないため、憲法 24 条に違反しないと判示した（原告らの請求を棄却した）。

● 東京青年の家事件控訴審判決（東京高判平成 9 年 9 月 16 日判タ 986 号 206 頁）

● サラリーマン税金訴訟最高裁判決（最大判昭和 60 年 3 月 27 日民集 39 卷 2 号 247 頁）

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、取り扱った最高裁判例について整理する。余力があれば、東京青年の家事件控訴審判決（I-30）及びサラリーマン税金訴訟最高裁判決（I-31）の事実の概要及び判旨等を読んでおく。